

土木工事共通仕様書（案）の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課
技術管理係長 福田 勝之

国土交通省の直轄土木工事においては、工事請負契約書と設計図書の内容について、統一的な解釈と運用を図るとともに、その他必要な事項を定め契約の適正な履行を図ることを目的に、「土木工事共通仕様書（案）」（以下、「共通仕様書」という。）を策定しています。共通仕様書は、2年ごとに各種基準類等と整合を図っていますが、今年度はこれらの確認に加え、受発注者の業務効率化を目的とした取り組み等について反映し、平成23年3月31日に改定したところです。本項では、今回改定した内容についてその概要を示します。

(1)受発注者の業務効率化に関する取り組みについて

工事現場においては、品質証明資料をはじめとする数多くの工事関係書類があり、その処理に多くの時間が必要でした。そこで、用語の定義や工事書類の位置づけを見直し、提出が必要な書類や納品する書類を再度明確にすることで、提出書類等を削減することとし、より現場の実態にあった運用が可能となるようにしました。

また、従来、工事に使用する全ての材料の品質証明資料の提出が必要でしたが、今後は工事に使用した材料の品質証明資料は監督職員等から請求があった際に提示へと変更するとともに、設計図書において指定された工事材料についてのみ提出することとしました。なお、JISマーク表示製品

については、JISマーク表示状態を示す写真の確認資料の提示等に替えることができるものとし、材料の品質確認行為の簡素化を反映しました。

(2)各種基準類等との整合等について

共通仕様書には、JISや施工管理基準など約130種類の基準類からの引用がありますが、そのうち10種類の基準類の改定内容について共通仕様書へ反映しました。また、全国の工事において共通して特記仕様書に記載されている特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について、共通仕様書へ記載することとしました。

(3)共通仕様書の簡便化について

共通仕様書の記載内容は多岐にわたるため、条文が非常に多く、記載内容が一目でわかりづらかったことや、条文の語尾や表現にばらつきが見られたことから、今回の改定において、各条文へ見出しを追加するとともに、条文の語尾や表現の統一を図りました。

(4)工事請負契約書の改正に伴う用語の変更について

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（平成22年9月）」に伴い、「請負者」を「受注者」に変更しました。

上記のほか、今回改定した共通仕様書については、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>) に掲載しておりますので、参照ください。